



発行 東京都

目次

49

条 例

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第六〇号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、自動車税の環境性能割を廃止し、自動車税の種別割を自動車税とともに、軽油引取税の税率の特例を廃止するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

条 例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。第四条の三第四項第二号中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改める。

第十五条第二項第二号中、「自動車税の環境性能割（法第四百四十五条第一号に規定する環境性能割をいう。以下「環境性能割」という。）に係る徴収金にあつては第六十五条第一項に規定する自動車の主たる設置場の所在地」を削り、同項第四号中「第八十一条」を「第七十三条」に改め、「の種別割（法第四百四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）を削り、「（種別割）を」（自動車税）に改める。

第十八条第一項第一号中「第七十二条第一項の申告書」を削り、同項第二号中「法第六十一条第二項の修正申告書」を削り、同項第三号中「法第六十四条第二項」を削る。

第六十五条第一項を次のように改める。

自動車税は、自動車（法第四百四十五条に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。）に対し、その所有者に課する。

第六十五条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十六条第一項中「自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第六十七条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第八十五号）」を加える。

第六十九条から第七十六条までを削る。

第七十七条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号イ(1)中「第四百四十九条第一項第一号」を「附則第十二条の三第一項」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、

同条を第六十九条とする。

第七十八条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十条とする。

第七十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十一条とする。

第八十条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下「新規登録」という。)」に、「第七十七条の十第一項」を「第五十七條第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に、「第八十二条」を「第七十四条」に、「第七十七条の十第一項」を「第五十七條第一項」に、「種別割額」を「自動車税の額」に改め、同条を七十二條とする。

第八十一条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に、「第九条の十六」を「第九条」に改め、同条を第七十三条とする。

第八十二条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同項第五号中「第六十五条第三項」を「第六十五条第二項」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十四条とする。

第八十三条を第七十五条とする。

第八十四条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十六条とする。

第八十五条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十七条とする。

第八十五条の二の見出し並びに同条第一項及び第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十八条とする。

第八十五条の三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第七十九条とする。

第八十五条の四の前の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「第八十一条」を「第七十三条」に、「第八

七十七条の十一第四項又は第七十七条の十二」を「第五十八條第四項又は第五十九条」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に改め、同項第一号中「種別割額」を「税額」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十条とする。

第八十五条の五第一項中「下肢等障害者」を「下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者(以下この項及び次項において「下肢等障害者」という。)」に、「生計を一にする者」を「その者と生計を一にする者(以下この項及び次項において「生計を一にする者」という。)」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割の」を「自動車税の」に、「身体障害者手帳等」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)その他障害の程度を証する書類で規則で定めるもの(第四号において「身体障害者手帳等」という。)」に改め、同項第三号中「種別割額」を「税額」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十一条とする。

第八十五条の六第一項中「種別割額」を「自動車税の額」に、「第七十七条の十第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に改め、同項第二号中「種別割額」を「税額」に改め、同条を第八十二条とする。

第八十五条の七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税(種別割)納税済等証明書」を「自動車税納税済等証明書」に改め、同条を第八十三条とし、第二章第八節中第八十三条の次に次のように加える。

第八十四条から第八十五条の七まで 削除

第一百三十三条の十四中「附則第十二条の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に、「附則第十二条の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改める。

附則第三条の二を次のように改める。

第三条の二 削除

附則第五条の二の七中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第六条の二の三第一項中「、同条第二項」を「若しくは同条第二項」に改め、「若しくは同条第三項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地」を削り、「平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「三月」の下に「同項に規定する」を加える。

附則第六条の二の四を削る。
附則第六条の三を次のように改める。

第六条の三 削除

附則第六条の四の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「第四百九十九条第一項第三号」を「附則第十二条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八十二条」を「第七十四条」に改める。

附則第七条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第四百九十九条第一項第二号」を「附則第十二条の三第一項」に、「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項で定めるもの」を「法附則第十二条の三第一項に規定するメタノール自動車」に、「メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車」で同条第一項で定めるもの」を「法附則第十二条の三第一項に規定する混合メタノール自動車」に、「第四百九十九条第一項第三号」を「附則第十二条の三第一項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同項第一号中「第四百九十九条第一項第四号」を「附則第十二条の三第一項第一号」に改め、「次項第四号及び」を削り、「同条第一項第五号」を「同条第一項第一号」に改め、「次項第五号及び」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第四百九十九条第一項第六号」を「附則第十二条の三第一項第二号」に改め、「次項第六号及び」を削り、「平成二十七年三月三十一日」

を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第七十七条第一項」を「第六十九条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「第四百九十九条第一項第二号イ」を「附則第十二条の三第二項第二号」に改め、「排出ガス保安基準をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「同号ロ」を「同号」に、「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第六十九条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第四項で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第五項で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が令和十二年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第三項第一号に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率をいう。次号及び第三号において同じ。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率（同項第一号に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。次号及び第三号において同じ。）以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第八項で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第九項で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同令附則第五条の二第十項で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第十一項で定めるもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第十二項で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同令附則第五条の二第十三項で定めるもの

附則第七条第四項中「第七十七条第三項」を「第六十九条第三項」に改める。
 附則第七条の二第二項中「第六十五条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「第七十七条第三項」を「第六十九条第三項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第七条の三の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「第七十九条各項」を「第七十一条各項」に、「第八十二条から第八十四条まで」を「第七十四条から第七十六条まで」に改め、同条第二項及び第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。
 附則第九条から附則第十条の二までを次のように改める。

第九条から第十条の二まで 削除

附則第十条の二を削る。

附則第十四条第三号中「附則第十五条第十四項本文」を「附則第十五条第十三項本文」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四及び五 削除

附則第十四条第六号中「附則第十五条第二十五項第三号」を「附則第十五条第二十四項第四号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十三号を同条第十二号とする。

附則第十五条第三項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「附則第七条の二」を「附則第七条の二第二項」に改める。

附則第十五条の三第二号イ中「法第三百四十九条の三又は法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和八年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は令和八年改正前の地方税法」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和八年改正前の地方税法」に改め、同条第三号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和八年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十条の三第二号イ中「法第三百四十九条の三」を「令和八年改正前の地方税法第三百四十九条の三」に、「法附則第十五条」を「令和八年改正前の地方税法附則第十五条」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和八年改正前の地方税法」に改め、同条第三号イ中「第三百四十九条の三」の下に「（第十八項を除く。以下この号において同じ。）」を加え、

同号口中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和八年改正前の地方税法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(東京都都税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。)

3 この条例による改正後の東京都都税条例(以下「新条例」という。)(の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。)

4 この条例による改正前の東京都都税条例(以下「旧条例」という。)(附則第三条の二の規定は、施行日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なおその効力を有する。)

5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第十四条第四号から第七号までの規定は、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。)(附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。)

8 旧条例附則第十五条第三項の規定は、平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行わ

れた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

(東京都都税証紙代金収納計器条例の廃止)

9 東京都都税証紙代金収納計器条例(昭和四十八年東京都条例第六十六号)は、廃止する。

(東京都都税証紙代金収納計器条例の廃止に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の東京都都税証紙代金収納計器条例第三条第一項の規定により収納計器取扱人に指定されている者は、東京都規則で定めるところにより、同条第三項の規定により買い受けた収納計器を始動するために必要な票札(以下「始動票札」という。)(を、施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならぬ。この場合において、知事は、始動票札の未使用相当額を当該収納計器取扱人に還付するものとする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

11 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和二十七年東京都条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条中「の種別割(同法第四百四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)(を削る。

第一条の二(見出しを含む。)(及び第二条中「種別割」を「自動車税」に改める。

第三条第一項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税(種別割)納税証紙」を「自動車税納税証紙」に改め、同条第二項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税(種別割)納税済証印」を「自動車税納税済証印」に改める。

第四条中「種別割」を「自動車税」に改める。

別記様式中「第一号様式 自動車税(種別割)納税証紙」を「第一号様式 自動車税納税証紙」に、「第二号様式 自動車税(種別割)納税済証印」を「第二号様式 自動車税納税済証印」に改める。

別記第一号様式中「自動車税(種別割)納税証紙」を「自動車税納税証紙」に、「Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Automobile Tax Stamp」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

13 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和二十九年東京都条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条中「の種別割(同法第四百四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)」を削る。

第二条中「に対する種別割」を「に対する自動車税」に改め、「の種別割」を削る。

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

